

# 過酷事故時の責任についての質問書

2012年9月13日

九州電力株式会社

瓜生 道明 代表取締役社長

東日本大震災と福島原発事故から1年半が経ちました。

事故は、いまだ放射能を出し続けていて、炉心溶融した原子炉本体を安全に廃炉にできるかどうか、時間的、技術的、費用面で誰もわからないという状況です。収束作業に従事している人たちが、高い放射線量のもとで命を削りながら働いていることを忘れてはなりません。

賠償、除染も一向に進まず、広範囲に飛散した放射能で被曝している人たちが今も怯え苦しみながら生活しているのです。

大飯原発が再稼働された時、福島の人たちは侮辱されたと感じていることも忘れてはなりません。

子ども達の未来を考えるならば、原発の再稼働はありません。9・11という節目に、瓜生社長が、玄海原発をただちに廃炉することを内外に表明されることを強く要請します。

以下、質問します。

(1) 2012年6月27日、福岡市で九州電力の株主総会が開かれました。その中で株主から「事故が起きた時の責任は誰が取るのか」との質問に「明確にお答えできない」と瓜生社長は明確に答えませんでした。事故時に責任が取れないようだったら、原発を動かす資格はありません。再度質問します。過酷事故が起きた時誰がどのように責任を取りますか。

(2) 関西電力大飯原子力発電所3、4号炉の運転再開について、野田首相は「最終的には、総理大臣である私の責任で判断を行いたいと思います」と5月20日に述べています。この「責任の範囲と内容」について政府は6月29日「政治的判断を必要とする国政上の重要な問題であり、内閣の首長である野田内閣総理大臣がこれに関与し責任を持って判断を行うという趣旨で述べた」との答弁を閣議決定しました。

一方、事故発生時の賠償については、「原子力事業者がその損害を賠償する責めを負う」などと従来の枠組みの説明にとどまっています。つまり、過酷事故が起こった場合でも野田首相が再稼働の賠償責任を取らないことが改めて浮き彫りになりました。福島瑞穂参議院議員の質問主意書の答弁書。

<http://www.kinyobi.co.jp/blog/?m=20120629>

九州電力は、過酷事故があった場合（仮定の話ではなく現実に大問題になっている）政府の言うように原子力損害賠償法の無過失、無限責任に沿って賠償を行うべきと考えますが如何ですか。

(3) 福島原発事故による賠償、除染、廃炉などの費用は、莫大であり 5 兆円では到底すまないことは分かっておられると思います。管内閣で見込んでいた 5 兆円にしても九電として、支払う能力はあるのでしょうか。

(4) 原子力損害賠償支援機構法による支援に触れた役員の回答が株主総会でありました。支援機構による仕組みをどのように考え期待しておられるのか考え方を示していただきたい。福島事故の賠償の分担を迫られ、4月 27 日決算発表の時に眞鍋社長は「東電以外の会社がなぜ負担しなければならないのか」と言ったと言われています。株主代表訴訟を恐れてのことだと思います。

玄海原発プルサーマル裁判の会 代表 石丸 初美  
プルサーマルと佐賀県の 100 年を考える会 共同代表 野中 宏樹